

承認第6号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月6日提出

中間市長職務代理者 中間市副市長 後藤 哲治

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

平成29年4月7日

中間市長 松下 俊男



記

1 相手方

[Redacted]

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成29年1月11日午後9時

(2) 事故の発生場所

[Redacted]

(3) 事故の状況

相手方が、中間市が管理する中間市道上底井野・虫生津線 [Redacted]

[Redacted] を午後9時ごろに歩行中、道路上にある側溝のグレーチングが落ち込んでできた段差(4.5cm)につまずき転倒し顔及び足を強打した。

3 損害賠償の額

53,175円

4 和解の趣旨

(1) 市は、相手方に対して、本件事故に関する損害賠償債務として金53,175円の支払義務があることを認める。

(2) 市は、相手方に対し、前号の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払う。

(3) 市と相手方とは、本件事故に関して双方とも裁判上又は裁判外において一切の異議申立てをしない。